

●納付場所

○ 始良市役所本庁内公金取扱所
加治木総合支所内公金取扱所
蒲生総合支所内公金取扱所
各出張所

○ 指定金融機関等
あいら農業協同組合
鹿児島銀行 南日本銀行
鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
九州労働金庫
九州内のゆうちょ銀行又は郵便局
(沖縄県を除く)

●申告納付

始良市内に事務所又は事業所を有する法人は、地方税法の規定によって、均等割及び法人税割の確定、中間、予定、修正等の申告書を提出し、同時にその税額を納付してください。

●延滞金

◎納付期限までに納付しなかった場合
納付期限までに納付しなかった場合には、次の割合で計算した延滞金及び督促手数料をあわせて徴収します。

①延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税(料)額(1,000円未満の端数があるとき、又はその税(料)額2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます)に年14.6%以内(令和3年1月1日以降は延滞金特例基準割合+7.3%)の割合を乗じて計算します。但し、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3%以内(令和3年1月1日以降は延滞金特例基準割合+1%)の割合を乗じて計算します。

※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合です。

※令和2年12月31日以前の延滞金については、従前の例により計算します。

②督促手数料

督促状1通につき100円

③滞納処分

納期限までに料を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税(料)に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

●お問合せ先

〒899-5492
鹿児島県始良市宮島町25番地
始良市役所 税務課 市民税係
TEL (0995) 66-3111 (代表)

●お問合せ先

〒899-5492
鹿児島県始良市宮島町25番地
始良市役所 税務課 市民税係
TEL (0995) 66-3111 (代表)